

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案（概要）

令和 8 年 10 月
厚生労働省医政局医療経営改革課

1. 改正の趣旨

- 健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法第 13 条の規定により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総確法」という。）が改正され、業務効率化及び勤務環境改善に取り組む医療機関が、当該取組に係る計画（以下「業務効率化・勤務環境改善計画」という。）を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることができることとされたことから、必要な規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- ① 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）（第 1 条関係）
 - 改正法により総確法第 4 条第 2 項第 2 号トが同号チに条ずれすることになったことに伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第 4 条中の規定について、「第四条第二項第二号ト」を「第四条第二項第二号チ」に改める。
- ② 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（第 2 条関係）
 - 業務効率化・勤務環境改善計画の認定を受けようとする病院の管理者が当該申請に係る書類に記載しなければならない事項及び添付しなければならない書類について定める。
 - 業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び効果に関する評価を行う委員会の要件について定める。
 - 業務効率化・勤務環境改善計画の認定に関する基準について定める。
 - 業務効率化・勤務環境改善計画に記載する事項について定める。
 - 総確法第 13 条の 10 第 1 項の認定を受けた病院（以下「認定病院」という。）による業務効率化・勤務環境改善計画の変更のうち、軽微な変更について定める。
 - 認定病院が毎年少なくとも 1 回行わなくてはならない業務効率化・勤務環境改善に関する取組の実施状況の公表の方法について定める。
 - 認定病院が行うことができる表示について定める。

3. 根拠条項

- 改正法による改正後の総確法第 13 条の 10 第 1 項柱書、同項第 2 号及び第 3 号、第 2 項第 4 号、第 6 項並びに第 9 項並びに第 13 条の 13 第 1 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和8年12月下旬（予定）
- 施行期日：令和9年4月1日（ただし、①の規定は令和9年1月1日）